

令和 2 年 第 1 回
霧 島 市 議 会 定 例 会
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

議案第 1 号	霧島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 2 号	霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について	・・・ 1
議案第 3 号	霧島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	・・・ 7
議案第 4 号	霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 7
議案第 5 号	霧島市いきいきチケットの交付に関する条例の一部改正について	・・・ 13
議案第 6 号	霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	・・・ 15
議案第 7 号	霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	・・・ 15
議案第 8 号	霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について	・・・ 37

議案第1号 霧島市固定資産評価審査委員会条例（平成17年霧島市条例第22号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>

議案第2号 霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について（第1条関係）

改正後	改正前
<p>○霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年霧島市条例第50号）の一部改正について</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 <u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員で刑の執行を猶予せられた者のうち、その刑に係る罪を過去により犯した者については、上場により特に失職しないものとすることができる。</p>	<p>○霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年霧島市条例第50号）の一部改正について</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 <u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員で刑の執行を猶予せられた者のうち、その刑に係る罪を過去により犯した者については、上場により特に失職しないものとすることができる。</p>

議案第2号 霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について（第2条関係）

改正後	改正前
<p>○霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部改正について</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日、12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____</p>	<p>○霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部改正について</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日、12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号</u></p>

_____、又は死亡した職員（第19条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2、3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5、6 略

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3)、(4) 略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第19条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2、3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5、6 略

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)、(4) 略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

<p>(2) 略</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第19条 1～5 略</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡したときは、第17条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第19条 1～5 略</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第17条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 略</p>
---	--

議案第2号 霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について（第3条関係）

改正後	改正前
<p>○霧島市職員等の旅費に関する条例（平成17年霧島市条例第67号）の一部改正について</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号から第</p>	<p>○霧島市職員等の旅費に関する条例（平成17年霧島市条例第67号）の一部改正について</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第</p>

<p>4号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～8 略</p>
--	--

議案第2号 霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について（第4条関係）

改正後	改正前
<p>○霧島市印鑑条例（平成17年霧島市条例第180号）の一部改正について</p> <p>（登録の資格）</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者及び意思能力を有しない者については、印鑑の登録を受けることができない。</p>	<p>○霧島市印鑑条例（平成17年霧島市条例第180号）の一部改正について</p> <p>（登録の資格）</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。</p>

議案第2号 霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について（第5条関係）

改正後	改正前
<p>○霧島市公共下水道条例（平成17年霧島市条例第282号）の一部改正について</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第8条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第8条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する</p>	<p>○霧島市公共下水道条例（平成17年霧島市条例第282号）の一部改正について</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第8条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第8条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する</p>

書類

- (2) 法人にあつては定款及び登記簿謄本、個人にあつてはその住民票の写し
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 専属することとなる責任技術者の第8条の4の規定により交付された責任技術者証の写し
- (5) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類

4 申請に関し必要な事項、様式等は、市長が定める。

(指定の基準)

第8条の3 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。
- (2) 工事の施工に必要な機械器具を有する者であること。
- (3) 鹿児島県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第8条の8第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ 工事業者（法人にあつては、代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

2、3 略

(変更の届出等)

第8条の7 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他市長が定める事項に変更があったとき、第8条の3第1項第4号ア、エ若しくはカのいずれかに該当するに至ったとき又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、

書類

- (2) 法人にあつては定款及び登記簿謄本、個人にあつてはその住民票の写し
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 専属することとなる責任技術者の第8条の4の規定により交付された責任技術者証の写し
- (5) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類

4 申請に関し必要な事項、様式等は、市長が定める。

(指定の基準)

第8条の3 市長は、第8条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。
- (2) 工事の施工に必要な機械器具を有する者であること。
- (3) 鹿児島県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 第8条の8第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ 工事業者（法人にあつては、代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者

(新設)

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2、3 略

(変更の届出等)

第8条の7 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他市長が定める事項に変更があったとき、又は
排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、

<p>市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(水質適合のための除害施設の設置等)</p> <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしてしなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(水質適合のための除害施設の設置等)</p> <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしてしなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値</p> <p>(2)～(9) 略</p>
---	---

議案第2号 霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について(第6条関係)

改正後	改正前
<p>○霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年霧島市条例第24号)の一部改正について</p> <p>(期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し____、又は死亡した職員にあっては、退職し____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し____、又は死亡した職員にあっては、退職し____、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2、3 略</p>	<p>○霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年霧島市条例第24号)の一部改正について</p> <p>(期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2、3 略</p>

議案第3号 霧島市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年霧島市条例第53号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2 前項の宣誓は、消防吏員及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条に規定する教育公務員(以下「教育公務員」という。)を除くその他の職員については第1号様式、消防吏員については第2号様式、教育公務員については第3号様式に規定する宣誓書を朗読し、これに署名して行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際して必要がある場合は、宣誓を行う前においても、職員にその職務を行わせることができる。</p> <p><u>4 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、第1項及び第2項の規定に関わらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2 前項の宣誓は、消防吏員及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条に規定する教育公務員(以下「教育公務員」という。)を除くその他の職員については第1号様式、消防吏員については第2号様式、教育公務員については第3号様式に規定する宣誓書を朗読し、これに署名して行う。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際して必要がある場合は、宣誓を行う前においても、職員にその職務を行わせることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

議案第4号 霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第226号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 卸売業者(第6条—第14条)</p> <p>第3章 買受人(第15条—第20条)</p> <p>第4章 附属営業人(<u>第21条—第26条の2</u>)</p> <p>第5章 売買取引及び決済の方法(第27条—第56条)</p> <p>第6章 卸売の業務に関する品質管理(第56条の2)</p> <p>第7章 市場施設の使用(第57条—第61条)</p> <p>第8章 管理及び雑則(<u>第62条—第69条</u>)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって住民等の生活の安定に資するため、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 卸売業者(第6条—第14条)</p> <p>第3章 買受人(第15条—第20条)</p> <p>第4章 附属営業人(<u>第21条—第26条</u>)</p> <p>第5章 売買取引及び決済の方法(第27条—第56条)</p> <p>第6章 卸売の業務に関する品質管理(第56条の2)</p> <p>第7章 市場施設の使用(第57条—第61条)</p> <p>第8章 管理及び雑則(<u>第62条—第70条</u>)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって住民等の生活の安定に資するため、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)<u>及び鹿児島県卸売市場条例(昭和46年鹿児島県条例第46号。以下「県条例」という。)</u>に</p>

に基づき、地方卸売市場を設置する。

(業務運営の基本原則)

第1条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(開場の時間)

第5条 略

2 卸売業者（第6条の2第1項の許可を受けて、この市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）が行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了の時刻は、前項の開場の時間の範囲内において、市長が別に定める。

(卸売業務の許可)

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が市場の買受人又は買受人の役員若しくは使用人である者であるとき。
- (6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。
- (7) その許可をすることによって前条に定める卸売業者の数を超えることとなるとき。

(入場保証金)

第7条 卸売業者は、前条第1項の卸売の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に、規則で定める誓約書を添えて、入場保証金を市長に預託しなければならない。

基づき、地方卸売市場を設置する。

(新設)

(開場の時間)

第5条 略

2 卸売業者（法第58条第1項の規定により鹿児島県知事の許可を受けて、この市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）が行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了の時刻は、前項の開場の時間の範囲内において、市長が別に定める。

(新設)

(入場保証金)

第7条 卸売業者は、鹿児島県知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に、規則で定める誓約書を添えて、入場保証金を市長に預託しなければならない。

2～6 略

(卸売の業務の許可の取消し)

第10条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第3項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の入場保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由なく第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由なくその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割)

第10条の3 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第10条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売の業務の相続)

第10条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定め

2～6 略

(新設)

(新設)

(新設)

2～5 略

(売買取引の原則)

第26条の2 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引条件の公表)

第31条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第41条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、第6条の2第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場において、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として買受けをしてはならない。

(仕切り及び送金)

第51条 卸売業者は、受託物品を販売したときは、委託者に対してその販売をした日から5日以内に売買仕切書及び売買仕切金（消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金について特約がある場合は、この限りでない。

(買受代金の支払い)

第53条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日から5日以内に、買い受けた物品の代金を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて、買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2・3 略

(入荷数量等の公表)

第56条 市長及び卸売業者は、毎開場日当日上場する物品について、主要品目の数量及びその産地等を卸売開始前に卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。

2 市長及び卸売業者は、市場における売買取引が終了したときは、前項の物品の数量及び価格（消費税額を含む。）を速やかに公表するものとする。

2～5 略

(新設)

(新設)

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第41条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、法第58条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場において、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として買受けをしてはならない。

(仕切り及び送金)

第51条 卸売業者は、受託物品を販売したときは、委託者に対してその販売をした日の翌日までに売買仕切書及び売買仕切金（消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金について特約がある場合は、この限りでない。

(買受代金の即時支払義務)

第53条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて、買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2・3 略

(入荷数量等の公表)

第56条 卸売業者は、毎開場日当日上場する物品について、主要品目の数量及びその産地等を卸売開始前に卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。

2 市長は、市場における売買取引が終了したときは、卸売業者に指示し、前項の物品の数量及び価格（消費税額を含む。）を速やかに公表するものとする。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第31条の2の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

（物品の品質管理の方法）

第56条の2

卸売業者、買受人その他の市場関係事業者は、**食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品安全に関する法令に即して品質管理の方法を行わなければならない。**

（監督処分）

第65条 市長は、卸売業者、買受人及び附属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる処分をすることができる。

(1) 卸売業者に対しては、**第6条の2第1項の許可の取消し若しくは第57条第1項の使用の許可の取消し又は6月以内の期間を定めてその許可に係る施設の全部若しくは一部の使用の停止を命ずること。**

(2)・(3) 略

2・3 略

（市場秩序の保持）

第67条 **取引参加者及び**市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、**取引参加者又は**市場の入場者に対して入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第68条の2 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令という。」）別記様式第2号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内にこれを市長に提出しなければならない。

（物品の品質管理の方法）

第56条の2 市長は、**取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を規則で定めなければならない。**

(1) **施設の取扱品目**

(2) **施設の設定温度と温度管理に関する事項**

(3) **品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項**

(4) **その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項**

2 卸売業者、買受人その他の市場関係事業者は、**前項の規定により規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。**

（監督処分）

第65条 市長は、卸売業者、買受人及び附属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる処分をすることができる。

(1) 卸売業者に対しては、**第57条第1項**の使用の許可の取消し又は6月以内の期間を定めてその許可に係る施設の全部若しくは一部の使用の停止を命ずること。

(2)・(3) 略

2・3 略

（市場秩序の保持）

第67条 _____市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、_____市場の入場者に対して入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

（新設）

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、主たる事務所に1年間備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる理由のいずれかに該当しない限り、当該申出を拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされた場合と認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

(委任)

第69条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(備付帳簿)

第69条 卸売業者は、次に掲げる帳簿を備え付け、必要な事項を明確に記載しておかなければならない。

(1) 総勘定元帳及び各種補助簿

(2) 荷受帳及び荷主名簿

(3) 売掛帳及び買受人名簿

(4) 荷主及び買受人口座帳

(5) その他必要と認められる書類

(委任)

第70条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

議案第5号 霧島市いきいきチケットの交付に関する条例（平成18年霧島市条例第7号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内に住所を有する高齢者等に対し、<u>健康の保持若しくは増進又は移動支援に係るサービス等の提供を受けることができる</u>チケット（以下「いきいきチケット」という。）を交付することにより、高齢者等の_____福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付対象者)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内に住所を有する高齢者等に_____、<u>あん摩マッサージ、はり及びきゅうによる施術並びに公衆浴場の利用並びに乗合自動車への乗車をすることができる</u>チケット（以下「いきいきチケット」という。）を交付し_____、高齢者等の<u>健康保持</u>と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付対象者)</p>

第2条 いきいきチケットの交付を受けることができる者は、交付の日において、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 _____
_____の交付を受けている者 _____

(交付枚数等)

第3条 交付対象者に交付するいきいきチケットの交付枚数及び1回当たりの使用限度額は、規則で別に定める。

(申請等)

第4条 いきいきチケットの交付を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、速やかに、いきいきチケットを交付するものとする。

(事業者の指定等)

第5条 いきいきチケットは、規則で定める市が運営する健康増進施設の使用及び市が運行する自家用有償旅客運送自動車への乗車並びに次の各号に掲げるサービス等（以下「対象サービス等」という。）に限り利用することができる。

- (1) あん摩マッサージ、はり及びきゅうによる施術
- (2) 公衆浴場での入浴
- (3) 一般乗合旅客自動車への乗車
- (4) 一般乗用旅客自動車への乗車

2 市長は、次の各号に掲げる者のうちから、いきいきチケットにより対象サービス等の提供を受けることができる事業者を指定する。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第3条の3に規定する免許を有し、市内で営業する者
- (2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条に規定する営業許可を受け、公衆浴場を営業する者
- (3) 市内で道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）を行う者
- (4) 市内で道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う

第2条 いきいきチケットの交付を受けることができる者は、交付の日において 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者（前号に掲げる者を除く。） _____

(交付枚数等)

第3条 いきいきチケット _____の交付枚数、限度額 _____

は、市長が別に定める。

(申請等)

第4条 いきいきチケットの交付を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、速やかに、いきいきチケットを交付するものとする。

(指定 _____)

(新設)

市長は、次の各号に掲げる者 _____ から いきいきチケットを利用できる

_____事業者を指定する。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第3条の _____免許を有し、市内で営業する者
- (2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の _____営業許可を有する _____者
- (3) 市内で道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの _____一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）を行う者

(新設)

<p>者 (指定の取消し)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条第2項の規定により指定を受けた事業者が同項各号に規定する要件を欠くに至ったときその他市長が同項に規定する事業者として指定することが不適当と認め</u>たときは、<u>当該指定</u>を取り消すものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(利用額の返還)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>(指定の取消し)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条の</u>事業者が<u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、<u>指定</u>を取り消すものとする。</p> <p>(1) <u>前条の要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>この条例に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が事業者として不適当と認め</u>たとき。</p> <p>(利用額の返還)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p> <p>附 則 略</p>
---	---

議案第6号 霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第45号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>第3条 施行日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは、「<u>修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）</u>」と読み替えて適用する。</p>	<p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>第3条 施行日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは、「<u>修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）</u>」と読み替えて適用する。</p>

議案第7号 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第47号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

- | | |
|---|---|
| (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 | (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 |
| (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。 | (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。 |
| (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。 | (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。 |
| (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。 | (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。 |
| (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。 | (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。 |
| (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 | (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 |
| (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。 | (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。 |
| (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。 | (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。 |
| (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定</u> をいう。 | (9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する <u>支給認定</u> をいう。 |
| (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定保護者</u> をいう。 | (10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する <u>支給認定保護者</u> をいう。 |
| (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定子ども</u> をいう。 | (11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する <u>支給認定子ども</u> をいう。 |
| (12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</u> | (新設) |
| (13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> | (新設) |
| (14) <u>満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</u> | (新設) |
| (15) <u>市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u> | (新設) |
| (16) <u>負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u> | (新設) |
| (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。 | (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。 |
| (18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> をいう。 | (13) <u>支給認定</u> の有効期間 法第21条に規定する <u>支給認定</u> の有効期間をいう。 |
| (削る) | |
| (19) <u>特定教育・保育施設</u> 法第27条第1項に規定する <u>特定教育・保育施設</u> をいう。 | (14) <u>教育・保育</u> 法第14条第1項に規定する <u>教育・保育</u> をいう。 |
| | (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。 |

(20) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。

(21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(削る)

(22) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(23) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(24) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(25) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(26) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(27) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3、4 略

第4条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、

(16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。

(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3、4 略

第4条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、

第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 略

(_____ 正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担

_____その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 略

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に _____ 基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（特定教育・保育の提供の記録）

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証 _____
_____ によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定 _____を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定 _____の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者 _____が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子ども _____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども _____について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども _____に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（特定教育・保育の提供の記録）

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要

な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育_____

_____を提供した際は、**教育・保育給付認定保護者**（満3歳未満保育認定子どもに係る**教育・保育給付認定保護者**に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（**満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額**_____

_____をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、**教育・保育給付認定保護者**から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額_____

_____をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を**教育・保育給付認定保護者**から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を**教育・保育給付認定保護者**から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供（**次に掲げるものを除く。**）に要する費用_____

ア 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その

な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（**特別利用保育及び特別利用教育を含む。**以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、**支給認定保護者**_____

_____から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（**法第27条第3項第2号に掲げる額**（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては**法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額**とし、特別利用教育を提供する場合にあっては**同項第3号に規定する市町村が定める額**とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、**支給認定保護者**から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（**その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額**）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては**法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額**（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、**当該現に特別利用保育に要した費用の額**）を、特別利用教育を提供する場合にあっては**同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額**（その額が現に**当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額**）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を**支給認定保護者**_____から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を**支給認定保護者**_____から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供_____に要する費用（**法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。**）

（新設）

教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)
57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下

_____同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（認定子ども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定子ども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定子ども園（認定子ども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者

_____に対し、当該支給認定保護者_____に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者_____に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（認定子ども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定子ども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定子ども園（認定子ども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者_____その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に 対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

第22条 略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

第22条 略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得

た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

第29条 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

第29条 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

第31条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第33条 略

(記録の整備)

第34条 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4)～(5) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定

第31条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第33条 略

(記録の整備)

第34条 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4)～(5) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定

教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（7）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13

教育・保育には特別利用保育を含む

ものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に

条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(4)中「特定・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の _____ 利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、**家庭的保育事業**にあつては1人以上5人以下____、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては _____ 6人以上19人以下____、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては _____ 6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては _____ 1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、**第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項**その他の利用申込者の保育の選択に資する

掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、**家庭的保育事業**にあつては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を _____ 1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては、**その利用定員の数を**6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては、**その利用定員の数を**6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、**その利用定員の数を**1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、**利用者負担** _____ その他の利用申込者の保育の選択に資する

と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は

と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は

保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育_____を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額_____）

保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子ども_____に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども_____（事業所内保育事業を利用する支給認定子ども_____にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子ども_____に係る支給認定保護者_____の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文_____の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども_____について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども_____に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつ

_____をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、**教育・保育給付認定保護者**から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を**教育・保育給付認定保護者**から受けることができる。

- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を**教育・保育給付認定保護者**から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、**教育・保育給付認定保護者**に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った**教育・保育給付認定保護者**に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに**教育・保育給付認定保護者**に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、**教育・保育給付認定保護者**に對

ては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、**支給認定保護者**から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を**支給認定保護者**から受けることができる。

- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を**支給認定保護者**から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、**支給認定保護者**に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った**支給認定保護者**に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに**支給認定保護者**に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、**支給認定保護者**に對

して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第44条、第45条 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

第48条 略

(記録の整備)

して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第44条、第45条 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

第48条 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
 - (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4)、(5) 略
- (準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」

と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
 - (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4)、(5) 略
- (準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）」に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを

子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該

含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く

。）」の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第53条 略

附 則

（施行期日）

第1条 略

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）

」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、

当する支給認定子ども 及び 特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章
_____の規定を適用する。 _____

第53条 略

附 則

（施行期日）

第1条 略

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう。）

_____」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

_____」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、

と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
(削る)

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第3条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第8号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（平成28年霧島市条例第14号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中山間地域 市長が規則で定める区域をいう。</p> <p>(2) 市街地 中山間地域以外の本市の地域をいう。</p> <p>(3) 転入定住者 基準日(令和2年4月1日をいう。以下同じ。)から令和5年3月31日までの間に、本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の_____住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者をいう。ただし、本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く。</p> <p>(4) 転居定住者 基準日から令和5年3月31日までの間に、市街地から定住の意思をもって中山間地域に転居し、本市の_____住民基本台帳に記録され、当該中山間地域に生活の本拠がある者をいう。ただし、市街地に居住していた期間が1年に満たない者を除く。</p> <p>(5) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持している者又は住宅取得若しくは増改築に係る経費を最も多く負担している者と市長が認めるものをいう。</p> <p>(6) 賃貸住宅 賃貸借契約等を締結し、自己の居住の用に供する住宅(規則で定める公営住宅等(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅及び市営単独住宅等をいう。)を含む。)をいう。ただし、給与住宅(企業などが給与の一</p>	<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中山間地域 市長が規則で定める区域をいう。</p> <p>(2) 市街地 中山間地域以外の_____地域をいう。</p> <p>(3) 転入定住者 基準日(平成28年4月1日をいう。以下同じ。)から平成32年3月31日までの間に、本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者をいう。ただし、本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く。</p> <p>(4) 転居定住者 基準日から平成32年3月31日までの間に、市街地から定住の意思をもって中山間地域に転居し、当該中山間地域の市民として現に住民基本台帳に記録され、本市に_____生活の本拠がある者をいう。ただし、市街地に居住していた期間が1年に満たない者を除く。</p> <p>(5) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持している者又は住宅取得若しくは増改築に係る経費を最も多く負担している者と市長が認めるものをいう。</p> <p>(6) 貸家 賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅をいう。ただし、給与住宅(企業などが給与の一部として与える社宅や寮などをいう。)及び公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)</p>

部として与える社宅や寮等をいう。)及び賃借している者と2親等以内の関係にある親族が所有する住宅を除く。

(補助対象者)

第3条 この条例により補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、転入定住者又は転居定住者の世帯責任者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条の規定により補助金の交付を申請する日において60歳未満であること。
- (2) 居住地の自治会に加入し、かつ、自治会活動及び地区自治公民館活動に参加すること。
- (3) 配偶者がいるときは、配偶者も移住定住すること。
- (4) 納付義務を負う市区町村民税に現に滞納がないこと。
- (5) 補助対象者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が霧島市暴力団排除条例(平成25年霧島市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 規則で定める国庫補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金の種類、交付要件及び額等)

第4条 補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅取得補助金
 - (2) 住宅増改築補助金
- (削る)
- (3) 家賃補助金

2 前項各号に掲げる補助金の交付に係る要件は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 住宅取得補助金 補助対象者が、自己が居住する目的で、基準日以後に中山間地域に住宅を新築(建築日から1年以内の建売住宅の購入を含む。以下同じ。)し、又は市内の中古住宅(建築日から1年を超える建売住宅を含む。以下同じ。)を購入すること。
- (2) 住宅増改築補助金 補助対象者が、自己が居住する目的で、基準日以後に中古住宅を増改築すること。
- (3) 家賃補助金 補助対象者が、基準日以後に中山間地域に所在する賃貸住宅に入居す

並びに賃借している者と2親等以内の関係にある親族が所有する住宅を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 基準日以後に自己が居住する目的で住宅を新築若しくは購入又は増改築した転入定住者又は転居定住者の世帯責任者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者。ただし、規則で定める国庫補助金等により、住宅を新築若しくは購入又は増改築した者を除く。
 - ア 補助金交付申請日において60歳未満であること。
 - イ 居住地の自治会に加入し、かつ、自治会活動及び地区自治公民館活動に参加すること。
 - ウ その者に配偶者がいる場合は、配偶者も移住定住すること。
 - エ 納付義務を負う市区町村民税に現に滞納がないこと。
 - オ その者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が霧島市暴力団排除条例(平成25年霧島市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 基準日以後に中山間地域の貸家に入居した転入定住者の世帯責任者で、前号アからオまでのいずれにも該当する者

(補助金の種類、及び額等)

第4条 補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅取得補助金
- (2) 住宅増改築補助金
- (3) 扶養加算金
- (4) 家賃補助金

(新設)

ること。

3 次条の規定により住宅取得補助金（中山間地域において住宅を新築し、又は中山間地域において中古住宅を購入する場合に限る。）又は住宅増改築補助金（中山間地域における中古住宅を増改築する場合に限る。）の交付を申請する補助対象者（転入定住者に限る。）が、補助金の交付を申請する日において次のいずれかに該当するときは、若年・子育て加算金として30万円をこれに加算して交付する。

(1) 40歳未満の既婚者であり、配偶者と同居しているとき。

(2) 住民基本台帳の同一世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、かつ、これを扶養しているとき。

4 第1項各号に掲げる補助金_____に係る補助金額等は、予算の範囲内において、別表に掲げるとおりとする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

第5条 略

（補助金の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる場合を除き、当該申請を行った者に対し、補助金を_____交付するものとする。

(1) 第3条_____に掲げる要件を満たさない場合

(2) 申請に偽りその他不正があった場合

(3) 申請時に既に転出していた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとする場合

2 補助金は、規則で定めるところにより複数回に分けて交付することができるものとする。

（補助金の交付に係る制限等）

第7条 住宅取得補助金及び住宅増改築補助金は、次に掲げる場合に限り、重複して交付することができる。

(1) 一の中古住宅に係る住宅取得補助金の交付を受けた者が、当該中古住宅について住宅増改築補助金の交付を受けるとき。

(2) 家賃補助金の交付を受けた者が、住宅取得補助金の交付を受けるとき。この場合においては、別表に規定する住宅取得補助金の補助金額から既に交付を受けた家賃補助金の額を控除して交付するものとする。

2 若年・子育て加算金の交付は、1回限りとする。

（補助金の返還）

（新設）

2 前項各号_____に掲げる補助金の交付要件及び_____補助金額等は、予算の範囲内において、別表に掲げるとおりとする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

第5条 略

（補助金の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる場合を除き、当該申請を行った者に対し、補助金をそれぞれ交付するものとする。

(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる要件を満たさない場合

(2) 申請に偽りその他不正があった場合

(3) 申請時に既に転出していた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとする場合

（新設）

（補助金の重複支給）

第7条 一の中古住宅（建築日から1年を超える建売住宅を含む。）に係る住宅取得補助金に限り、住宅増改築補助金を重複支給できる。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 住宅取得補助金又は住宅増改築補助金の交付を受けた者が初めて当該補助金の交付を受けた日から5年以内に生活の本拠を移すことになったとき。
- (2) 住宅取得補助金又は住宅増改築補助金の交付を受けた者が初めて当該補助金の交付を受けた日から5年以内に、当該補助金の交付対象となった住宅を売却、譲渡又は貸付けしたとき。
- (3) 家賃補助金の交付を受けた者が初めて当該補助金の交付を受けた日から3年以内に生活の本拠を移すこととなったとき。ただし、当該転居先が中山間地域内にある場合はこの限りでない。
- (4) 提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (5) この条例の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 略

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告又は書類の提出_____を求めることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項に規定する報告等を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

第10条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、廃止前の霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例(平成25年霧島市条例第6号。以下「廃止前の条例」という。)第3条に規定する支給要件を満たしている場合又は廃止前の条例の規定により住宅取得補助金、住宅増改築補助金又は扶養補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 住宅取得補助金又は住宅増改築補助金の交付を受けた者が初めて当該補助金の交付を受けた日から5年以内に生活の本拠を移すことになったとき。
- (2) 住宅取得補助金又は住宅増改築補助金の交付を受けた者が初めて当該補助金の交付を受けた日から5年以内に、当該補助金の交付対象となった住宅を売却、譲渡又は貸付けしたとき。
- (3) 家賃補助金の交付を受けた者が初めて当該補助金の交付を受けた日から3年以内に生活の本拠を移すこととなったとき。
- (4) 提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (5) この条例の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 略

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告又は書類の提出(次項において「報告等」という。)を求めることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市長から_____報告等を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

第10条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、廃止前の霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例(平成25年霧島市条例第6号。以下「廃止前の条例」という。)第3条に規定する支給要件を満たしている場合又は廃止前の条例の規定により住宅取得補助金、住宅増改築補助金又は扶養補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本

拠がある者で、施行日以後に住宅を新築若しくは購入又は増改築したものについては、第2条第3号の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる要件を満たす場合は、補助対象者とみなす。ただし、当該者が第2条第3号ただし書に該当するときは、この限りでない。

- 4 施行日から平成29年3月31日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、平成27年4月1日から施行日の前日までの間に住宅を新築若しくは購入又は増改築したものについては、第2条第3号の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる要件を満たす場合は、補助対象者とみなす。ただし、当該者が第2条第3号ただし書に該当するときは、この限りでない。
- 5 施行日の前日において、現に霧島市移住定住促進空き家活用補助金交付要綱（平成27年霧島市告示第106号）の規定により家賃補助金の交付を受けている者は、第3条第2号に規定する支給要件を満たしているものとみなす。

別表（第4条関係）

補助金の種類		補助金額	補助金限度額
住宅取得補助金	新築の場合	50万円	
	中古住宅の取得の場合	取得に要した経費	中山間地域 30万円 市街地 10万円
住宅増改築補助金	中山間地域 増改築に要した経費の5分の4		20万円
	市街地 増改築に要した経費の5分の3		10万円
家賃補助金	月額賃料（店舗等併用の賃貸住宅の場合、住居部分に係る賃料に限る。）の3分の2	1月当たり2万円を上限とし、支給開始月（賃貸借契約等の開始日の属する月とする。）に引き続く11か月分を限度とする。	

拠がある者で、施行日以後に住宅を新築若しくは購入又は増改築したものについては、第2条第3号の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる要件を満たす場合は、補助対象者とみなす。ただし、当該者が第2条第3号ただし書に該当するときは、この限りでない。

- 4 施行日から平成29年3月31日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、平成27年4月1日から施行日の前日までの間に住宅を新築若しくは購入又は増改築したものについては、第2条第3号の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる要件を満たす場合は、補助対象者とみなす。ただし、当該者が第2条第3号ただし書に該当するときは、この限りでない。
- 5 施行日の前日において、現に霧島市移住定住促進空き家活用補助金交付要綱（平成27年霧島市告示第106号）の規定により家賃補助金の交付を受けている者は、第3条第2号に規定する支給要件を満たしているものとみなす。

別表（第4条関係）

補助金の種類	補助金交付要件	補助金額	補助金限度額
住宅取得補助金	基準日以後に中山間地域に住宅を新築（建築日から1年以内の建売住宅の購入を含む。）した場合	100万円	
	基準日以後に中古住宅（建築日から1年を超える建売住宅を含む。）を購入した場合	取得に要した経費	中山間地域 50万円 市街地 20万円
住宅増改築補助金	基準日以後に住宅を増改築した場合	中山間地域 増改築に要した経費の5分の4	50万円
		市街地 増改築に要した経費の5分の3	20万円
扶養加算金	中山間地域に係る住宅取得補助金又は住宅増改築補助金交付申請日において、同じ世帯員として	被扶養者1人当たり30万円	

	住民基本台帳へ記録されている義務教育終了前の者（15歳に達した日の属する年度の末日以前の者をいい、同日より後も引き続いて中学校又は特別支援学校中等部に在学するものを含む。）を扶養する場合		
家賃補助金	店舗等併用の賃貸住宅の場合は、住居部分に係る賃料のみを対象とする。	月額賃料の3分の2。ただし、1日当たり3万円を上限とする。	賃貸借契約の開始日の属する月の賃料から対象とし、支給開始月に引き続く11か月分を限度とする。
<p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（平成28年霧島市条例第14号。以下「改正前の条例」という。）第3条及び別表に規定する要件を満たしている場合又は改正前の条例の規定により住宅取得補助金、住宅増改築補助金、扶養加算金又は家賃補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>3 本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者（本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く。次項において同じ。）で、この条例による改正後の霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条各号に規定する要件のいずれにも該当し、かつ、次表転入期間の欄の区分に応じ対象期間の欄に規定する期間内に交付要件の欄に規定する要件に該当したものについては、同条に規定する補助対象者とみなす。</p>			

転入期間	対象期間	交付要件
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	(1) 自己が居住する目的で、中山間地域に住宅を新築し、又は市内の中古住宅を購入すること。 (2) 自己が居住する目的で、中古住宅を増改築すること。
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	
平成30年4月1日から令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで	

4 施行日から令和3年3月31日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、改正後の条例第3条各号に規定する要件のいずれにも該当し、かつ、平成31年4月1日から施行日の前日までの間に前項の表交付要件の欄に規定する要件に該当したものであるものは、同条に規定する補助対象者とみなす。